



※令和9年2月26日までに必ず申請を！

新婚世帯がみやま市に住む場合、結婚を機に要した費用に対して、
年額最大**60万円**を補助します！

申請の要件等

【新婚世帯とは】※本事業における要件

- (1) 婚姻の届出日 **令和8年1月1日～令和9年3月31日**
- (2) 夫婦の年齢 婚姻日における夫婦双方の年齢が39歳以下

【所得要件】

- ・直近1年間の夫婦の合計所得金額が500万円未満であること。(500万円の所得とは、給与収入に換算すると、670万円～730万円程度です。) ※所得金額は、所得証明書で確認します。
- ・ただし、貸与型奨学金を返済している場合、年間の返済金額(所得証明書と同じ期間中の返済金額)を合計所得金額から控除した額を、夫婦の合計所得金額とみなすことができます。

【講座の受講等】 以下のいずれか1つを実施すること

- (1) ライフデザイン支援講座の受講(乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換会を含む。)
- (2) プレコンセプションケアに関する講座の受講
- (3) 医療機関への妊娠・出産に関する相談
- (4) 共家事・子育て講座(男性の家事・育児参画のための講座を含む。)

【補助金の額】

- (1) 婚姻日における夫婦双方の年齢が29歳以下 → **上限60万円**
- (2) (1)に該当しない方で、婚姻日における夫婦双方の年齢が39歳以下 → **上限30万円**

【対象となる費用】 ※婚姻を契機として**令和8年4月1日～令和9年3月31日**に支払った費用のみ

- (1) 住宅の購入費用(土地代、ローン手数料を除く)
- (2) 住宅のリフォーム工事費用 (倉庫、車庫、外構、家電の設置費、リフォーム工具等の購入費除く)

※リフォーム工事の場合は、工事を行う前に、図面等の工事の内容が分かる書類提出してください。

※婚姻前に住宅の購入、リフォームを行った場合、婚姻日から1年以内のものが対象となります。

- (3) 賃貸住宅の賃料(住宅手当分は除く)、敷金、礼金、共益費、仲介手数料※駐車場代は対象外

◆対象となる賃料などの考え方(①婚姻より前に同居を開始した、②婚姻を機に新たに住宅を賃貸した場合)

①婚姻より前に同居を開始している場合: 婚姻を機に同居を開始している場合は、同居開始から発生した費用を対象とし、婚姻を機としたものでない場合は、婚姻後に生じた費用のみを対象とする。

②婚姻を機に新たに住宅を賃貸した場合: 婚姻より前に婚姻を機に新たに住宅を賃貸した日が、婚姻から1年以内であれば、賃貸した日以降の費用を対象とする。1年以上前であれば、婚姻後に発生した費用のみを対象とする。

- (4) 引っ越し費用(引っ越し業者等からの領収書がある場合のみ)

※国県など他の補助制度において対象費用が重複する場合は、併用できません。

【対象とならない方・世帯】

- ① 生活保護法の住宅扶助などの公的家賃補助等を受けている方
- ② 家賃および市税を滞納している方
- ③ 暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が含まれている世帯
- ④ みやま市新婚世帯・子育て世帯家賃補助を受けている方
- ⑤ 過去に、この補助金を受けたことがある方(他の市町村含む)
- ⑥ 次の住宅に住む場合:市営住宅などの公的賃貸住宅(定住促進住宅を除く)、夫婦の1親等内の親族が所有する住宅、短期賃貸住宅

【申請手続き】

令和9年2月26日までに、下記の書類を提出してください。(1)(5)(7)以外はコピー提出可

- (1) 申請書
- (2) 新婚夫婦の「婚姻届受理証明書」または、「戸籍謄本」
※「婚姻届受理証明書」は婚姻届を提出した自治体、「戸籍謄本」は戸籍住所がある自治体で発行
- (3) 直近1年間の所得証明書(夫婦2人分)
※所得証明書は、住民税を納付した自治体で発行(現住所の自治体ではありません！)

◇例:令和7年1月1日～令和7年12月31日の所得証明書

→令和8年1月1日時点で住民登録のあった自治体で発行

- (4) 次のいずれか
 - ① 賃貸借契約書の写し(住宅賃貸の場合)
 - ② 売買契約書または工事請負契約書の写し(住宅購入の場合)
 - ③ リフォーム工事に関する契約書の写し及びリフォーム工事の完了画像(リフォームの場合)
- (5) 住宅手当支給証明書(賃貸住宅の場合、給与所得者全員分) ※勤務先が記入
- (6) 補助対象となる費用(補助金額の計算に使用したもの全て)を支払ったことがわかる書類(家賃等の支払いが確認できる通帳の写し、領収書など)
- (7) 請求書 ※日付は記入しないでください。
- (8) アンケート2種(紙、インターネット)

↓対象者のみ↓

- (9) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類
※所得証明書と同時期のもの
- (10) 引越費用に係る領収書

【アンケート回答のお願い】

補助制度の利用に関する簡単なアンケートにご協力ください。下記のQRコードを、スマートフォン等で読み取って回答してください。※アンケートにご回答いただいた方にみやま市のゆるキャラ「くすっぴー」の缶バッジをプレゼントします。(回答後、総合政策課窓口でお尋ねください。)



《問い合わせ》

みやま市 総合政策課 政策推進係 TEL0944-64-1550 mail:promo@city.miyama.lg.jp
(〒835-8601 福岡県みやま市瀬高町小川5)